

弔慰・見舞金規程

一般社団法人 八王子介護支援専門員連絡協議会

第1条（目的）

この規程は、会員および本会理事会で承認した者（関連団体関係者を含む）「以下会員等という」の弔慰及び見舞金の支給について定めたものである。

第2条（支給事項の範囲）

弔慰金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ①会員等の業務上の事故等による死亡（弔慰金）
- ②会員等の業務外の事由による死亡（弔慰金）
- ③見舞金は入院を原則として必要と認められたとき
- ④供花等

第3条（届出義務）

会員またはその関係者がこの規程により弔慰金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、事務局に届け出ることを要する。

第4条（受給資格）

この規程の適用は、在籍する正会員及び関連団体関係者等に限るものとする。

第5条（弔慰金）

1. 会員等が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として支給することがある。
2. 会員等が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として支給することがある。

第6条（供花等）

会員等が死亡し、必要と判断したときは、供花を供える。

第7条（その他の慶弔見舞金）

前各条に定めのないものでも、状況により当会が支給の必要のあると認めた場合には、弔慰見舞金等を支給することがある

第8条（重複支給の禁止）

同一世帯の2名以上の社員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、原則として重複しての支給はしない。

第9条（支給の決定）

第2条に定める事項については、理事会または三役で支給の決定をする。

付 則

この規程は 平成25年2月1日より施行する。